

加賀市議会からの積極的な報道提供

事務局処理マニュアル

平成30年2月作成

1. 趣旨

本マニュアルは、正副議長・正副委員長会議（H29.11.24）で示された議長指針（身近な議会を目指して～市民関心度アップ～）の「マスコミを積極的に活用したさらなる情報発信」について、報道に取り上げてもらえるよう積極的かつ効果的に情報発信を行うとともに、情報発信の遺漏を防ぐため、「報道提供 確認票」を作成し、報道提供のための処理手順等をまとめたものである。

本マニュアルにおける報道提供は、積極的かつ効果的な情報発信のためのものであって、会期予定・議事日程・発言順位・議会組織・緊急会議の開催など、従来から報道に連絡・報告してきたものは、含まれないものとする。

各担当書記は、積極的に報道提供していくことを前提として、恣意的処理とならないよう、本マニュアルに沿って迅速かつ適切に処理しなければならない。

2. 報道提供の重要性

報道に取り上げてもらうことは、議長指針にかかわらず、議会からの効果的な情報発信の一つとして捉えなければならない。このことは、平成28年度に実施した議会アンケートの結果からも明らかであり、積極的に報道提供していくことが重要である。

《平成28年度議会アンケート ～議会の一番の情報源は何か～》

①議会だより(58.4%) ②新聞記事(16.3%) ③ケーブルテレビ(3.5%) ④ホームページ(2.7%)

3. 報道提供の対象・対象外の例示

報道提供するものは、議会（委員会等の組織）として行うものであって、議員の個人的なものには含まない。

以下に記載する報道提供の対象・対象外の例示を参考に遺漏のないよう報道提供していく。

(1) 報道提供の対象となるもの（例示）

- PPDCA サイクル表を作成した取り組み（毎年実施する行政視察を除く）
- PPDCA サイクル表を作成しないもの又は一連の PPDCA サイクル表の中に組み込まれているもので、議会（委員会）が行う意見交換会、現地視察、意見募集等の催し物（委員会の1年又は2年間の調査報告書に記載する取り組み）
- 議会改革（議会活性化）として、新たに取り組むこと・改善すること
- 議会改革度調査ランキング、議会アンケート調査、委員会等からの提言・報告など、広く情報発信したい結果・成果

(2) 報道提供の対象外となるもの（例示）

- 議案・請願・陳情要望の審議・審査（市道認定等のための現地調査を含む）に関すること
- 通常の議会運営・委員会等運営に関すること
- その他一般業務として行うこと

4. 報道提供に係る留意事項

以下に記載する留意事項を踏まえ、積極的に報道提供していく。

留意事項

- 報道提供することを基本とし、提供しない場合はその理由を明確にすること
- 「報道提供 確認票」を作成し、議会（正副議長）・事務局内の情報共有を図ること
- 所管長（議会の場合は議長、委員会の場合は委員長）への報・連・相を徹底し、報道提供の是非に疑義が生じた場合は、適宜、議長に事前確認を行うこと
- 提言等に関する報道提供をする場合は、議長・市長等への提言の場を設けるなど、効果的な情報発信となるよう工夫すること
- 情報発信への最大限の効果をもたらすため、時期を逃さぬよう迅速に報道提供すること

5. 報道提供の処理手順

報道提供の処理手順は、以下のとおりとする。なお、手順に記載の期限は報道提供内容の開催日等を基準とした目安であり、緊急的なものはこの限りではない。

①報道提供 確認票の作成・回覧 【期限：1週間前までに】

- 所管長（議会の場合は議長、委員会の場合は委員長）に確認した上で、確認票を作成する。
- 報道提供しない場合又は報道提供に疑義が生じる場合は、事前に議長への確認や事務局内で情報共有するなど、報・連・相を徹底する。

②報道提供資料の作成・回覧 【期限：1週間前までに】

- 報道提供資料（書面）を作成し、回覧する。
- 回覧の際、①の確認票を添付する。なお、①②は同時回覧も可能とする。

③報道提供【期限：1週間前】

- 報道提供は記者クラブへの投げ込みを基本とするが、各社への FAX など状況に応じて適宜対応する。

6. 報道提供 確認票

以下に記載する留意事項を踏まえ、迅速かつ遺漏のないよう報道提供 確認票を作成する。

①報道提供の有無の欄

- 報道提供の予定日・方法を明記する。
- 報道提供しない場合は、その理由を明記しなければならない。

②長への事前確認の欄

- 原則、委員長への事前確認をする（議会として行う場合は議長）。
- 報道提供しない場合又は報道提供の是非に疑義が生じる場合は、議長に確認を求める。

③報道提供の内容の欄

- 別途、報道提供資料（書面）を作成・回覧することを踏まえ、確認票における報道提供の内容は、簡潔明瞭に記載する。

7. マニュアルの適用・見直し

本マニュアルは平成 30 年 3 月 1 日から適用する。

効果的かつ効率的な報道提供となるよう、本マニュアルを定期的に見直し、改善・改良を加えていくものとする。

報道提供 確認票

起 票 日	平成 年 月 日
所管委員会等	

議 長	副議長	局 長	次 長	回	覧	担 当

報 道 提 供 の 有 無		
<input type="checkbox"/> 提供する		<input type="checkbox"/> 提供しない
提供予定日	平成 年 月 日	<提供しない理由>
提供方法	<input type="checkbox"/> 記者クラブ投げ込み <input type="checkbox"/> その他 ()	

長 へ の 事 前 確 認					
議長事前	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認未	委員長事前	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認未

報 道 提 供 の 内 容	
件名(題名)	について
日時(いつ)	
場所(どこで)	
参加者・相手方 (誰が・誰と)	
内容 (何をする) ※簡潔に	
備考 (その他)	